

「少子化の要因と少子化社会に関する研究会」報告書

1. 研究会の目的等

我が国の経済社会が直面する最大の課題のひとつが少子化です。

我が国の合計出生率は、過去 30 年、人口置換水準(長期的に人口が増加も減少もしない水準)を下回っております。しかも過去最低水準を更新してきており、昨年の出生率は、一昨年と同水準の 1.29 と発表されたところです。その結果、まもなく総人口は減少に転じる見込みであり、人口減少が長期化するの確実な情勢です。

この間、政府は、平成元年(1989 年)の出生率に関する 1.57 ショックをきっかけとして、いわゆる少子化対策を実施してきました。平成 6 年のエンゼルプラン、平成 11 年の「少子化対策推進基本方針」に基づく新エンゼルプランと続き、現在は平成 16 年の「少子化社会対策大綱」に基づく「子ども・子育て応援プラン」が実施されています。

このような情勢の下で、財務総合政策研究所では、「少子化の要因と少子化社会に関する研究会」(座長：樋口美雄 慶応義塾大学教授)を設け、我が国の少子化の要因を整理・検討するとともに、主として経済学的観点から、来るべき少子化社会をマクロ経済への影響まで含めて展望することといたしました。同時に、諸外国の家族政策の事例およびその評価を調査することによって、政策立案の基礎的な材料を提供したいと考えました。

研究会は、平成 16 年 11 月から平成 17 年 3 月にかけて 5 回にわたり開催し、我が国の少子化の特徴とその背景、子育てに伴う負担の問題、就労と出産・育児の両立の問題、就労・所得環境の変化が少子化に与える影響、諸外国の少子化対策とその評価、少子化社会の展望、政策オプションなどを研究してきました。

今回の研究会の特徴は、少子化の要因について多くの実証分析を実施したこと、海外の事例では当該国における評価等を調査し、その政策に対する理解を深めようと努めたこと、少子化の影響に関する長期のシミュレーションを行ったことなどにあり、提示された政策もそのような特徴を反映しています。

本報告書は、これらの成果を踏まえ、研究会メンバーによる分担執筆により取りまとめたものです。

2. 報告書のポイント

報告書の各部に先立ち、序章（樋口ほか）では、女性の労働力率の高さと出生率の高さ、および女性の働きやすさと企業の競争力という、二律背反の関係にあると思われた現象が、国際比較の観点からは今や事実と反する「神話」に過ぎなくなっているとしている。そして、「出生率は、社会環境によって上昇しうる（変化しうる）」というのが「真実」であり、出生率の低下は社会にとって与件ではなく、少子化対策が可能であることを主張している。

第1部 少子化の要因

我が国は、出生率が持続的に人口置換水準を下回る少子化の状況にあるが、その社会経済的要因をみると、就業による出産抑制効果は育児休暇制度や保育サービスの充実によりかなり緩和されること、雇用環境を改善し人々の将来への希望を確たるものにすべきこと、子育ての負担を軽減するために夫の役割が重要であること、などが示された。

我が国は、出生率が持続的に人口置換水準を下回る少子化の状況にあり、21世紀は「人口減少の世紀」となることが見込まれる。少子化の人口学的要因をみると、1970年代後半から90年までは、晩婚化・非婚化という結婚行動の変化から出生率低下の約9割が説明できる。90年代からは晩婚化の影響も含む夫婦出生力の低下による影響が比較的大きい（和田論文）。

このような少子化をもたらした社会経済的要因をみると、

- ・ 森田論文では、子育てに伴うディスインセンティブを分析し、実証研究の結果として（ ）出生率の低下に対し児童手当は緩和する効果はほとんどないこと、（ ）就業を続けた場合に比べての就業の中断による女性の機会費用は大きく、これを軽減する手段として夫の役割が重要であること、（ ）精神的コストの軽減という観点からも夫の役割が重要であること、を明らかにしている。
- ・ 滋野論文では、就労と出産・育児の両立の観点から実証研究を行い、（ ）育児休業制度には、就業による出産抑制効果をかなりの割合で緩和する効果があること（10頁の図参照）、（ ）女性従業員の能力を積極的に活用することが、企業業績にプラスの影響を与える可能性があること、（ ）特別保育（延長保育、休日保育、病児保育、送迎バスなど）のようなサービスの提供・充実が重要であること、を明らかにしている。
- ・ 阿部論文では、1990年代以降、非婚化や晩婚化・晩産化に加え、既婚者の出生行動の変化も出生率低下に寄与していることに着目した実証研究により、近年、雇用環境が厳しさを増し、所得が低下していることが、若い世代の出生率の低下に影響を与えているとの結論を導いている。このため、子育て環境の整備や男女の働き方の是正に加え、雇用環境を改善し人々の将来への希望を確たるものにしなければならない、としている。

第2部 先進諸外国の事例

我が国の社会経済情勢に適した政策のオプションを探るべく諸外国の事例を調査したところ、職業と家庭の両立を可能にするような環境の整備とともに、雇用・マクロ経済情勢が改善すること、子育ての楽しさや生活の充実感を共有し浸透させていくことなどが、重要であることが明らかになった。

家族政策の先進事例としては、まず、北欧諸国が挙げられる。津谷論文では、結婚と比較した同棲の不利益がほとんどなくなり家族形成が法的結婚の枠を出たこと、男性の家庭内役割の自覚、有給出産育児休業制度の拡充、公的保育サービスの整備・充実などにより、北欧諸国は20歳台で減少した子供数を30歳台で取り戻す、出産のキャッチ・アップを達成したと分析している。

しかし、北欧諸国の事例の背景には、比較的小規模で均一性の高い国民が時間をかけて政策を積み上げてきた実績があり、高負担の下で高福祉についての期待や実感を国民が共有しているという前提条件を忘れてはならず、このような制度や政策を全面的に取り入れていくには相当の困難が予想される。

フランスも総合的な家族支援の成功例である。樋口ほか論文では、集団保育所は不足しているものの、認定保育ママの制度などの下で柔軟な保育制度が発達、さらに近年では出産・育児休暇の拡充、労働時間の縮減や柔軟化が図られており、それらを上手く組み合わせて利用できることなどによって、母親等が職業生活上のキャリアをあまり損なうことなく、就労と出産・子育てを両立させることが可能になっている。加えて、多様な家族給付と税制の支援により、希望する子供数を実現しやすくしている、と分析している。

なお、フランスの家族給付は、社会保障制度の一つとして、重い企業の社会保険料負担を前提に、あらかじめ確保された財源を前提に積み重ねられた歴史があり、近年は、企業負担を引き下げる方向にあり、GDP比でみた給付水準も低下してきている。他の国が容易に模倣できないような手厚いものではあるが、現在では所得再分配を主たる目的として実施されており、その規模にもかかわらず出生率への影響はあまり明確ではないというのが、フランス国内における多くの実証研究の結果である。

現地のヒアリングでは、近年の出生率の回復は、就労と出産・育児の両立が可能となる中で、94年末以降の景気回復や、97年から2000年にかけて若年失業率が低下したことなど、もっぱら雇用・マクロ経済情勢の改善によるとみられている。

他方、伝統的な地域性を残しているイタリアでは、過去20年にわたり世界最低水準の出生率が継続している(森論文)。

家族形態が変化し、従来の子育てを支援する家族の機能が低下しているなかで、硬直的な労働市場により、女性は、結婚・出産を諦めて仕事を続けるか、キャリアを捨てて家庭を築くのか、二者択一を迫られる傾向が強くなっている。労働市場への再参入も総じて困難である。また、若年者の雇用・所得不安や、住宅難という問題も指摘

出産・子育てをめぐる経済社会環境の仏伊比較

	フランス	イタリア
出生率の動向	1.91(2003年)と人口置換水準をやや下回る水準まで回復。	1.26(2004年)の低水準。過去20年にわたり世界で最も子供を生まない国の一つ。
女性の労働力率(2004年)	67.7% (25-29歳) 70.4% (30-34歳) 72.8% (35-39歳)	54.9% (25-29歳) 61.9% (30-34歳) 62.2% (35-39歳)
平均出産年齢	28.4歳 (01年、晩産化が続く)	28.3歳 (96年、晩産化が続く)
保育サービス	集団保育所は不足しているが、認定保育ママなどによる比較的柔軟な保育サービスが普及。一時保育や延長保育などの補完的な保育にも対応。	3歳以下の低年齢児向けの保育サービスが極めて少ない。
就労と出産・育児の両立	出産・育児休暇などの休暇制度や、柔軟な勤務形態などが浸透。両立が可能となったことにより、学歴や社会的地位による家族形成・出生行動の違いがあまり認められなくなっている。	労働市場が硬直化しており、女性は結婚・出産を諦めて仕事を続けるか、キャリアを捨てて家庭を築くのか、二者択一を迫られる傾向が強い。労働市場への再参入も総じて困難である。
経済的支援	出産・育児を支援する種々の家族給付がある。ただし、多くの実証研究において、家族給付が出生率に及ぼす影響はあまり明確でないとされている。	貧困家庭に主眼を置いた限定的な支援にとどまっている。
マクロ経済情勢	1995～2004年平均成長率：2.2% 2004年の15-24歳失業率：19.5% 90年代後半に景気が回復し、若年失業率も低下、出生率も上昇。	1995～2004年平均成長率：1.6% 2004年の15-24歳失業率：24.6% 若年層における高水準の失業率、雇用・所得不安、住宅難などが指摘されている。

フランスにおいては、保育時間を個別に取り決められる保育ママの存在など比較的柔軟な保育サービスの普及、出産・育児休暇などの休暇制度の普及、短時間勤務などの柔軟な勤務形態の普及、及びそれらを上手く組み合わせることで利用できることなどにより、母親等が職業生活上のキャリアをあまり損なうことなく、就労と出産・子育てを両立させることが可能になっており、出生率の回復にもつながっている。

出産・育児を支援する種々の家族給付は、現在では所得再分配を主たる目的として実施されており、手厚いものではあるが出生率への影響はあまり明確ではないというのが、フランス国内における多くの実証研究の結果である。

されている。

このため、スモール・ファミリーを前提とした新たな出産・子育ての仕組みをつくりあげ、家族を支援する組織やサービスなどの社会的インフラを整えることが、出生率の回復にとっても必要条件と言われている。

このような中で、イギリスの事例は、我が国で少子化対策が議論されるときに見過ごされがちな論点を提示している(平川論文)。女性が仕事を続けながら子育てすることを可能にするための両立支援策において、政府は企業とともに職場のあり方を改善し、雇用主側も雇用者側もともに利益を得る方法を模索してきており、企業の積極的

な取り組みが特徴的である。保育サービスにおいては、幼児教育と一体的に充実させる方向が志向されている。

アメリカでは、民間部門が家族支援のサービスの担い手として大きな役割を果たしており、家族等も積極的な役割を果たしている(大関論文)。さらに教育、就学・所得環境、多様な選択肢を享受できる制度や市場の整備に加え、子育ての楽しさや生活の充実感を共有し浸透させていくことが重要であると結論づけている。

アメリカの家族政策は、困窮家族への自立支援という側面が強く、政府が一般的な家族の問題に介入することはないが、女養育費税額控除(DCTC：保育費用の20～35%を税額控除、子供2人以上の場合上限6000ドル)や、子女税額控除(CTC：17歳未満の子女1人につき最大1000ドル)など税制上の支援により、一般の家庭についても子育て費用の負担軽減が図られている。

第3部 少子化社会の展望

少子化には喫緊の対応をしていく必要があるが、それは長期的な観点からの要請に基づく。例えば、2025年にかけて出生率が0.1ポイント上昇すれば、2025年から2050年の成長率を0.05ポイント高め、2050年度の潜在的国民負担率を0.9ポイント低下させることになる。また、少子高齢化した経済は地域によるばらつきが大きくなると予想され、地方自治体の効率的再編や事業の効率化等が必要である。

マクロ経済モデルによる2050年度までの長期的なシミュレーションにより、これから生まれる世代の影響が及ぶ25～50年度に着目する(加藤論文)。

推計は、一般政府の実質最終消費支出を02年度で固定し、消費税の税率を上げるとの厳しい財政再建政策などを前提としているが、中位人口推計によった場合には25年度以降の年平均成長率が0.54%になるとしている。しかし、これよりも少子化が進行した場合には、さらなる経済成長の鈍化、国内貯蓄投資差額の悪化、財政の悪化に結びつく。

その一方で、出生力の回復は、成長の促進や負担増の緩和に寄与する。例えば、合計特殊出生率が25年度にかけて0.1ポイント上昇すれば実質国内総生産成長率は25年度以降の25年間で平均0.05%ポイント高める、としている。

吉田論文では、人口の減少と高齢化率の高まりにおいて各自治体間のばらつきは大きく、特に歳出面において、人口減少により歳出総額が減少する効果よりも、高齢化により1人あたり歳出金額が増加してしまう効果が大きくなるように、地方公共団体の効率的再編成や事業の効率化が必要であるとしている。また、地域間のばらつきをもたらす出生率の違いについても検討し、少子化対策において地域の条件などが今後の研究課題であることを明らかにしている。

第4部 政策オプション

研究会の議論を振り返ると、まず、少子化対策に特効薬は存在しないということであった。少子化の要因を見据え、保育や労働などに関する多様なニーズを見極めつつ着実に対応していくことが必要というのがコンセンサスであり、「子育てをするのに良い社会である」と思えるようにするための政策として、以下のようなオプションが議論された。

第1部で少子化の要因を明らかにする中で、

- ・ 森田論文では、男性労働者を育児支援策の中心に据え、そのような社会慣行を形成することが必要あること、
 - ・ 滋野論文では、女性を活用し、企業業績の向上にもつながる重要な政策として育児休業制度を一層活用すべきであること、延長保育などの多様な保育サービスの充実が重要であること、
 - ・ 阿部論文では、雇用・所得環境を改善し人々の将来への希望を確たるものにしなければならないこと、
- など重要な提言がなされている。

池本論文は、出産・子育てにおいて親が直面する諸問題に対応し、育児や教育などの一貫した政策によって不安を取り除くべきことを重視しており、保育政策、労働政策、経済的支援策に大別して今後のあり方について議論している。

保育政策については、幼保の総合施設を、親と子双方にとっての人材育成の拠点と位置づけ充実させることなどを議論している。

労働政策については、出産後の女性の雇用面の不安を解消し、社会全体としての人材育成につながる就業機会を確保する観点から、様々な働き方を可能にすることや、正規雇用と非正規雇用の格差を縮小することなどが課題であるとしている。

経済的支援策については、保育・教育全体として人材育成を強化していくことを提案している。

また、全体として、人口減少社会において経済活力を維持していくためにも「人材育成の強化」という質的な目標を掲げるべきである、としている。

政策に関する研究会の議論を振り返れば(平川補論)、まず、少子化対策の特効薬は存在しないということであった。また、いたずらに危機感を煽ることは、かえって出産・育児に対する慎重な見方を増やすことになる、という意見もあった。

必要なのは少子化の要因を見据え、保育や労働などに関する多様なニーズを見極めつつ、保育サービスや育児休暇制度などの子育てのための社会的インフラを着実に整備していくことである、というのが共通するスタンスであった。その結果、「子育てをするのに良い社会である」と思えるようになって、はじめて少子化の流れを変えられるのではないかとの意見が多かった。

3. 各章の要約

序章 2つの神話と1つの真実

樋口美雄 (慶応義塾大学商学部教授)
浅見康弘、大関由美子(前財務総合政策研究所)
平川伸一、森朋也(財務総合政策研究所)

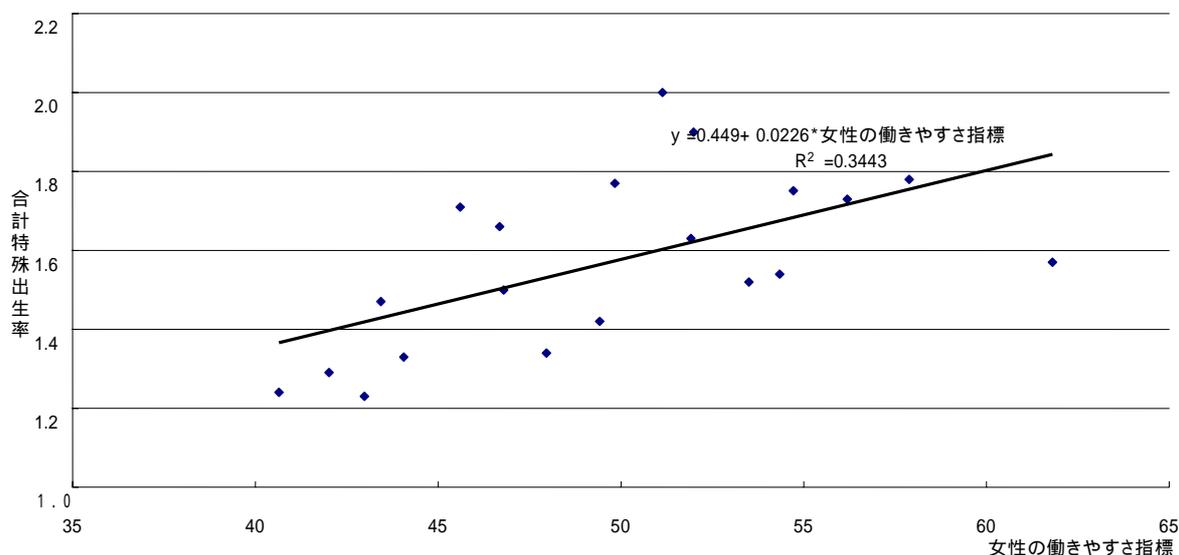
女性の労働力率の高さと出生率の高さ、および女性の働きやすさの高さと企業の競争力という、二律背反の関係にあると思われた現象が、国際比較の観点からは今や事実を反する神話に過ぎなくなっている。出生率は、社会環境によって上昇しうる(変化しうる)というのが「真実」であり、出生率の低下は社会にとって与件ではなく、少子化対策は可能である。むしろ女性の働きやすい国のほうが、出生率は高く、企業の競争力も高いというのが真実である。

2つの神話は、これまでの我が国の働き方、働かせ方を前提にするかぎりは事実であったのかもしれない。しかし、経済社会の現実、すでにそのような前提を過去のものとする地点まで来ている。

日常生活から職場まで、男女共同参画社会を実現することにより過去の神話を克服するなど、いかに新しいライフスタイルの選択を可能にしていくかが重要である。

女性の働きやすい国のほうが出生率が高い

女性の働きやすさ指標と合計特殊出生率



注:女性の働きやすさ指標の値は、1995年推計。合計特殊出生率は、カナダは1998年、日本、フランス、ドイツ、オランダ、ノルウェー、スウェーデン、イギリスは2001年、その他の国は2000年のデータを使用。
出所:内閣府「新国民生活指標」、OECD Social Expenditure Database(2004年)、OECD Social Indicators(2002年)、国立社会保障・人口問題研究所「人口統計資料集(2004年版)」

「女性の働きやすさ指標」は、平成10年に、経済企画庁国民生活局(当時)が、「管理的職業従事者(男性に対する割合)」、「男女間賃金格差」、「男女間失業率格差」など8指標を用いて、OECD加盟29か国について試算したもの。

第1章 人口学から見た我が国の少子化

和田光平（中央大学経済学部助教授）

我が国は、出生率が人口置換水準(2.07-2.08)を持続的に下回っている少子化の状態にあり、21世紀は「人口減少の世紀」となることが見込まれている。

出生率を決定する要因には、人口学的要因や医学・公衆学的要因などの近接要因、近接要因を経由して出生率を変動させる間接的な外部要因である社会経済的要因がある。

我が国の少子化の人口学的要因をみると、1970年代後半から90年までは、晩婚化・非婚化という結婚行動の変化から出生率低下の約9割が説明できる。90年代からは晩婚化の影響も含む夫婦出生力の低下による影響が比較的大きい。

出生率が回復してから人口が安定するまでに2世代分を要することから、少子化への喫緊の対応が必要である。

合計出生率の変化に対する結婚行動と夫婦出生行動の寄与度

期間	1975～1980年	1980～1990年	1990～2000年
総変化量	-0.20	-0.19	-0.20
結婚行動に起因する変化量	-0.17	-0.17	-0.08
（寄与率）	86.9%	89.3%	38.6%
夫婦出生行動に起因する変化量	-0.03	-0.02	-0.12
（寄与率）	13.1%	10.7%	61.4%

（注）未婚者に対する初婚率および有配偶出生率の年齢パターンを1940-51年生まれの女性に標準化された合計出生率と、実際の合計出生率とを比較することによってその違いから、結婚行動と夫婦出生行動による寄与度が求められた。

（出所）岩澤（2002）

第2章 子育てに伴うディスインセンティブの緩和策

森田陽子（名古屋市立大学大学院経済学研究科助教授）

教育関係費など子育ての費用は年々増大しており、出生行動に負の影響を与えるとの先行研究がある。そこで、児童手当の影響について検証したところ、出生率増加の効果はほとんどないことが示された。

結婚・出産・子育てに伴う女性の機会費用については、就業の中断、特に正規就業の中断が、女性の機会費用を大きくすることがあらためて確認され、これを軽減する1つの手

段として、夫の役割の重要性が示唆された。妻の就業確率や正規就業確率は、夫の育児協力、就業時間、帰宅時間の影響を受けることが確認された。

さらに、子育ての精神的コストの軽減という観点からも、夫の役割が重要であることが確認された。

結論としては、男性労働者を育児支援策の中心に据えることが必要であることが明らかになった。

児童手当の効果

・「女性の就労と子育てに関する調査」(国立社会保障・人口問題研究所：平成 14 年)のデータを用いて推計。

- ・ 家計は子どもの質と数の選択をおこなっていると想定。親の効用が子どもの数と市場財の消費によって決定される場合、子どもの数は家計の所得水準によって決定されることから、所得の需要弾力性の大きさによって児童手当の効果を推定。その場合、児童手当を月額 1 万円とした場合、平均的な夫の月収を約 2.313%増加させ、月収を通じて子ども数の増加に与える効果は約 0.1%となる。

しかし、所得は養育費に対して正の効果があり、子ども数に負の影響をもたらすことを考慮すると、月額 1 万円の児童手当の子ども数増加に対する効果は約 0.03%で、効果としては極めて小さい。

- ・ 理想と予定の子ども数の格差縮小の影響をみても、夫の月収のみの効果で約-0.1%、養育費への影響も考慮すると約-0.04%と、格差を縮小させる効果はほとんどない。

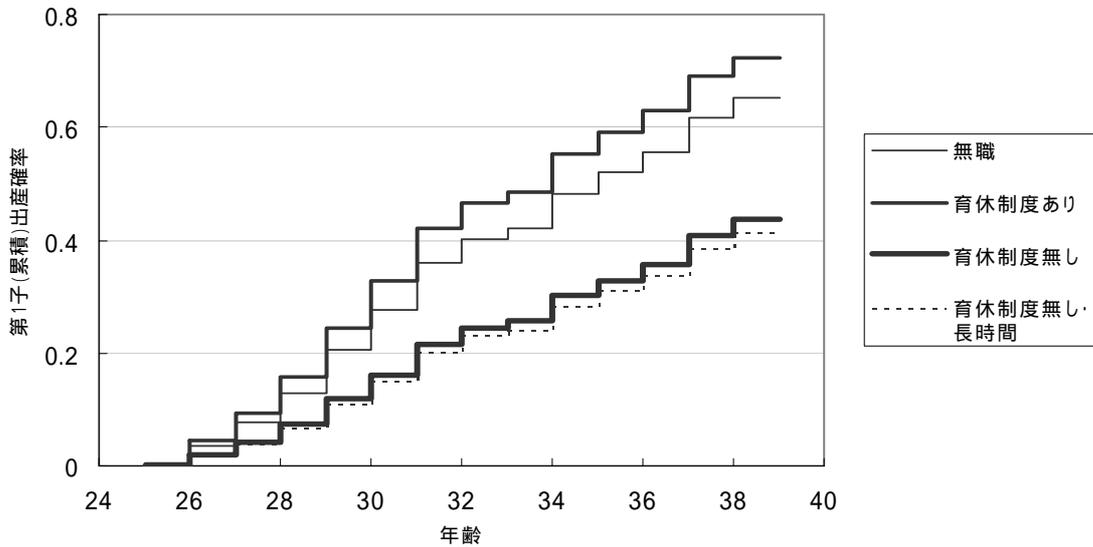
第 3 章 就労と出産・育児の両立 - 企業の育児支援と保育所の出生率回復への効果 - 滋野由紀子 (大阪市立大学大学院経済学研究科助教授)

両立支援の政策である育児休業制度が出生率に及ぼす影響を推計したところ、育児休業制度は、就業による出産抑制効果をかなりの割合で緩和する効果のあることが確認された。特に第 1 子出生確率は、無職の場合よりも高いことが示された。

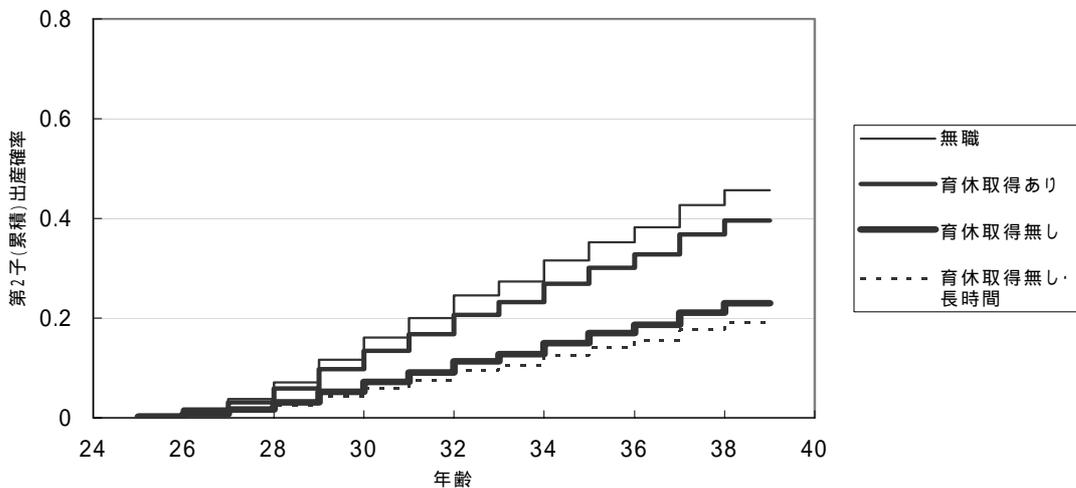
また、企業の育児支援が有効に機能するか否かを見るために、育児支援が企業経営に及ぼす影響を推計したところ、制度・慣行そのものは業績に影響しないが、女性従業員の能力を積極的に活用することにより業績にプラスの影響を与える可能性のあることが示唆された。

さらに、保育所と出生率の関係を調べると、特別保育(延長保育、休日保育、病児保育、送迎バスなど)のような多様なサービスの充実が重要であることが示された。

第1子出産確率と育児休業制度



第2子出産確率と育児休業制度



長時間 = 長時間労働

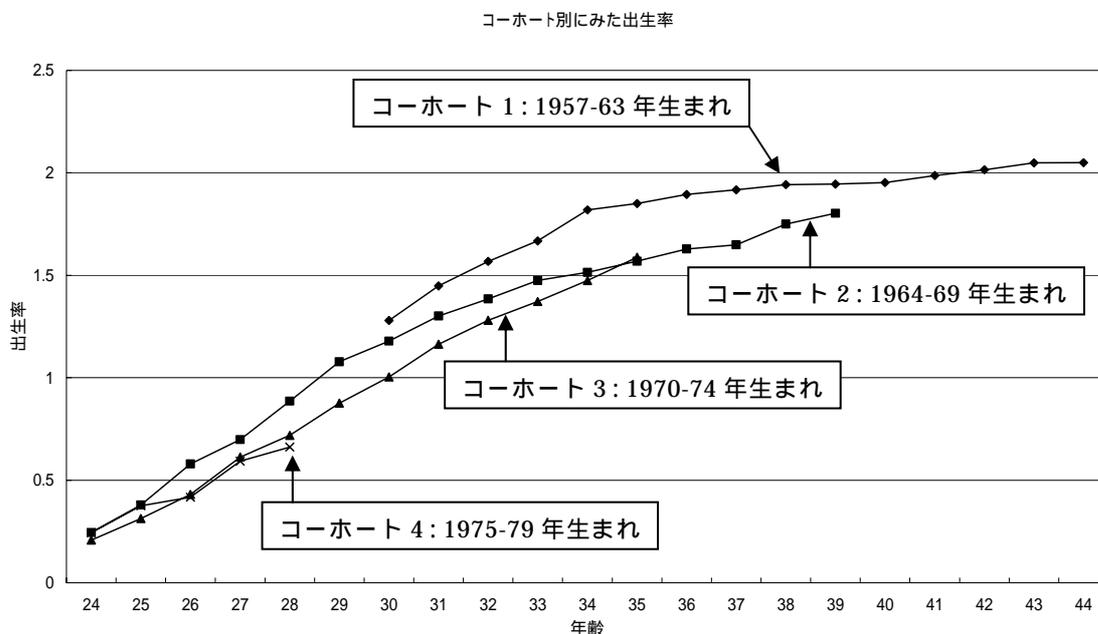
- ・ 育児休業を取得できる女性が、各年齢（横軸）で、第1子を出産する確率は、無職（専業主婦など）の女性よりも高かった。
- ・ 第2子を出産する確率は無職女性よりも低いですが、育児休業なしの場合に比べれば大幅に高く、育児休業制度が就業による出産抑制効果をかなりの割合で緩和させる効果を有することが確認できた。

第4章 若年世代の出生率低下とその背景 - 雇用と所得の環境悪化が与える影響 -

阿部正浩（獨協大学経済学部助教授）

1990年代以降は、非婚化、晩婚化、晩産化に加え、既婚者の出産行動の変化も出生率低下に寄与している。若い世代ほど結婚する人が減少し、さらに結婚しても子供を持たないようになっている要因について推定・分析したところ、近年、雇用環境が厳しさを増し、所得も低下していることが、若い世代の出生率の低下に影響を与えているという結論が導かれた。

子育て環境の整備や男女の働き方を是正することも、少子化対策として重要な政策である。しかし、雇用・所得環境を改善し、人々の将来への希望を確たるものにしなければ、これまでの少子化対策は無に帰する可能性が高い。



1990年代以降に出産・子育ての時期を迎えた世代の出生率が低下してきている。雇用環境が厳しさを増し、所得も低下していることが影響を与えている。

第5章 北欧諸国における出生率変化と家族政策

津谷典子（慶応義塾大学経済学部教授）

北欧諸国の出生率が1980年代半ば以降に回復したのは、30歳代での出産のキャッチ・アップが達成されたためであり、少子化をくい止めることに成功した要因は以下の通りで

ある。

未婚化、晩婚化という人口学的な近接要因については、同棲と婚外出生の広がりのもとで、家族形成が法的結婚の枠を出たことにより乗り越えられている。

女性の高学歴化と労働力化という社会経済的要因については、男性の家庭内役割の目覚ましい増加などの非政策的な社会サポート、および有給出産・育児休業制度の拡充や公的保育サービスの整備・充実などの政策的支援により、出産・子育ての機会コストが大幅に引き下げられた。

北欧諸国において政策が大きな効果をもった背景としては、家族政策は、当然供給すべき社会サービスとして、できる限り国民が望むものを供給していくとの政府の首尾一貫した姿勢がある、ということを強調したい。

男女別週間平均家庭内労働時間と男性の分担割合

	家庭内労働時間		男性分担割合(%)		
	男	女	家事	育児	合計
スウェーデン 1990-91	20.2	33.2	39	29	38
デンマーク 1987	11.2	22.5	34	27	33
ノルウェー 1972	6.5	37.2	15	21	16
1980-81	9.2	29.8	22	29	23
1990	18.3	30.6	39	28	37
フィンランド 1987	12.6	24.4	35	26	34
日本 1986	1.3	24.3	5	6	5
1991	2.8	27.1	9	13	9

第6章 フランスの家族・出生率・家族政策

樋口美雄（慶応義塾大学商学部教授）

大関由美子（前財務総合政策研究所）

平川伸一（財務総合政策研究所）

フランスの出生率の回復は、総合的な家族支援の取り組みによるものである。

フランスでは集団保育所は不足しているものの、保育ママなどによる柔軟な保育制度が発達しており、さらに近年では出産・育児休暇の拡充、労働時間の縮減や柔軟化が図られ、職業と家庭の両立が可能になっている。さらに、多様な家族給付や税制の支援により、希望する子供数を実現しやすくする政策がとられている。

このような制度や政策を背景に、学歴や社会的地位による家族形成・出生行動の違いがあまり認められないことなどのフランスの家族の特徴が形成されており、経済情勢の好転につれて出生率が回復する環境が整えられたところである。

なお、フランスの家族給付は、重い企業の社会保険料負担を前提に積み重ねられた歴史があり、他の国が容易に模倣できないような手厚いものではあるが、その規模にもかかわらず出生率への影響はあまり明確ではない。近年の出生率の回復は、職業と家庭の両立が可能となる中で、94年末以降の景気回復や、97年から2000年にかけて若年失業率が低下したことなど、雇用・マクロ経済情勢の改善によるとみられている。

フランスの3歳未満の子供の保育形態 (01年:人数,構成比。複数回答あり)

保育ママなどによる柔軟な保育制度が発達している

両親(主に母)による保育	1,000,000	44.0
うち養育手当(APE)受給	619,200	27.2
認定保育ママによる保育	517,200	22.6
うち両親が直接に雇用(手当 AFEMA 受給)	457,200	20.1
うち家庭保育所	60,000	2.6
人を雇用し在宅保育(手当 AGED 受給)	31,790	1.4
集団託児所	170,000	7.5
保育学校(2歳児)	250,000	34.6
余暇センター(2歳児、保育学校休日や時間外)	若干	-
その他(親や知り合いの支援、無認可保育など)	300,000	13.2
総子供数	2,273,400	100.0

(注)手当の内容については(3)経済的支援の項を参照のこと
(出所) OCDE(2003)

第7章 イタリアにおける少子化と少子化対策

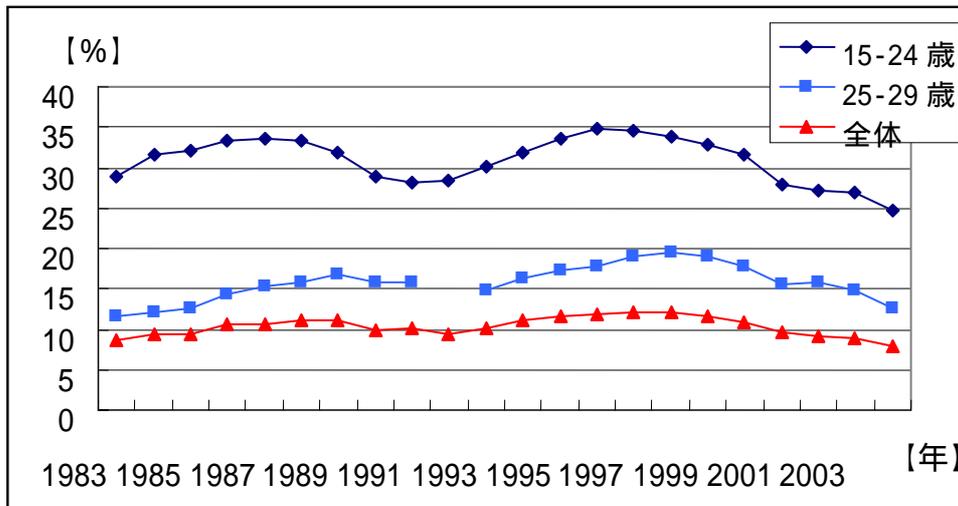
森朋也(財務総合政策研究所)

我が国と同じく世界最低レベルの出生率が継続しているイタリアについて、社会的、政策的、制度的要因を探ると、まず、硬直的な労働市場の下で、高学歴女性の晩婚化・非婚化が進んでいること、労働市場を退出した女性の再参入が困難で子育ての機会コストが大きいこと、およびそれらの背景に根強い伝統的・保守的な価値観があること、などが指摘できる。

他方、近年の労働市場の柔軟化政策が、若年層の雇用・所得不安に結びつき、さらには住宅問題もあって、家族形成を困難にしている側面もある。

政府の政策は、EU レベルでの社会政策の目標もあって、出産・育児休暇の法定や保育所の整備などの両立支援策がとられつつあり、税制では子供数による所得控除の制度を導入するなど、遅ればせながらも対応がとられつつある。

イタリアの高い若年失業率



(出典 Eurostat population and social conditions)

第 8 章 イギリスの家族と家族政策 - 「チャイルドケアのための 10 年戦略」を中心に - 平川伸一 (財務総合政策研究所)

イギリスの現政権において強化された家族政策が、職業と家庭の両立について支援の実効性を高めるべく努力していること、幼児教育という観点から保育サービスの量的な充足と質の向上を同時に満たそうとしていること、が注目される。

すなわち、イギリスには長年、明示的に公式化された家族政策は存在しなかったが、1990年代末以降、EU 指令を受けた労働時間等に対する規制の導入に続き、ワーク・ライフ・バランスの政策を明示するに至ったものである。特徴は、人材確保などの観点から企業にとっても利益になることを強調し、コンサルティングなどの方法により職場のカルチャーを変えるという方向性にある。

また、保育サービスについては、幼児教育が子供の発達に及ぼす影響を重視し、早期の良質なケアや教育により子供の将来をより良いものにすることが重視されている。

イギリスの最年少の子供の年齢と女性の週労働時間

(2004 年)(構成比: %)

年少の子どもを有する母親は労働時間の短縮など柔軟な働き方をしている

	0-4 歳	5-10 歳	11-15 歳	16-18 歳	子供なし
0-15 時間	19	17	14	10	8
16-30 時間	46	48	37	30	21
31-45 時間	30	29	41	52	57
46 時間超	5	6	8	8	14

アメリカが先進諸国の中で高い出生率を維持していることについて、人種・民族構成の変化も寄与してはいるが、非ヒスパニック系白人女性をみても多くの先進諸国に比べ高い水準にあることに注目し、その背景を分析した。

欧州とは対照的に、アメリカでは多くの政策が困窮家族の自立支援を目的としており、政府が一般的な家族の問題に介入することはほとんどない。その代わりに、市場を通じたサービスの提供が志向されており、民間主体が家族支援サービスの担い手として大きな役割を果たしている。また、子育てにおいて夫や祖父母等の家族等も積極的役割を果たしている。これらの点を踏まえ、アメリカの女性達が「この国は子育てをするのによい社会である」と考えているのは、市場や家族等の役割も含めて全体として子育て環境が整っていると評価している結果であろう。また近年の長期にわたる良好な就労・所得環境も出生率にプラスの影響を与えている。

アメリカの経験からは、子供を持ちたい願望を実現するために教育、就労・所得環境等を改善していくこと、子供を持つ家庭が多様な選択肢を享受できるように制度や市場を整備していくこと、そして子育ての楽しさや生活の充実感を共有し浸透させていくことが重要である。

5歳未満の子供を持つワーキング・マザーが利用する主要な保育施設

チャイルド・ケアの種類	計	フルタイム	パートタイム
当該子供の自宅	15.8	16.1	15.2
祖父母	8.0	8.2	7.7
兄弟姉妹(15歳~)	1.6	1.5	1.6
兄弟姉妹(~13歳)	0.4	0.5	0.2
その他の親戚	2.5	2.7	1.9
その他の者	3.4	3.1	3.8
他の者の自宅	34.0	37.0	27.9
祖父母	13.2	13.1	13.4
その他の親戚	3.8	4.1	3.1
ファミリー・デイ・ケア	10.9	13.0	6.6
その他の者	6.1	6.8	4.8
保護施設	24.4	27.8	17.5
デイ・ケア・センター	17.5	20.5	11.3
Nursery School	3.9	4.2	3.3
Kindergarten	2.8	2.9	2.6
Head Start	0.3	0.2	0.3
当該子供の親	21.3	16.0	32.2
父親	17.9	13.9	26.2
母親(職場で)	3.3	2.0	6.0
その他	4.5	3.1	7.3
合計	100.0	100.0	100.0

保育サービスの担い手は、公的部門や政府の助成を受けた者にとどまらず、自立した民間主体も大きな役割を果たしている。

集団託児所やファミリー・デイ・ケアを、主要な保育手段として利用しているのは、主にフルタイムで働く母親である。

祖父母等の親類に子育てを頼っている割合も高く、約3割の母親が主要な保育手段として活用している。

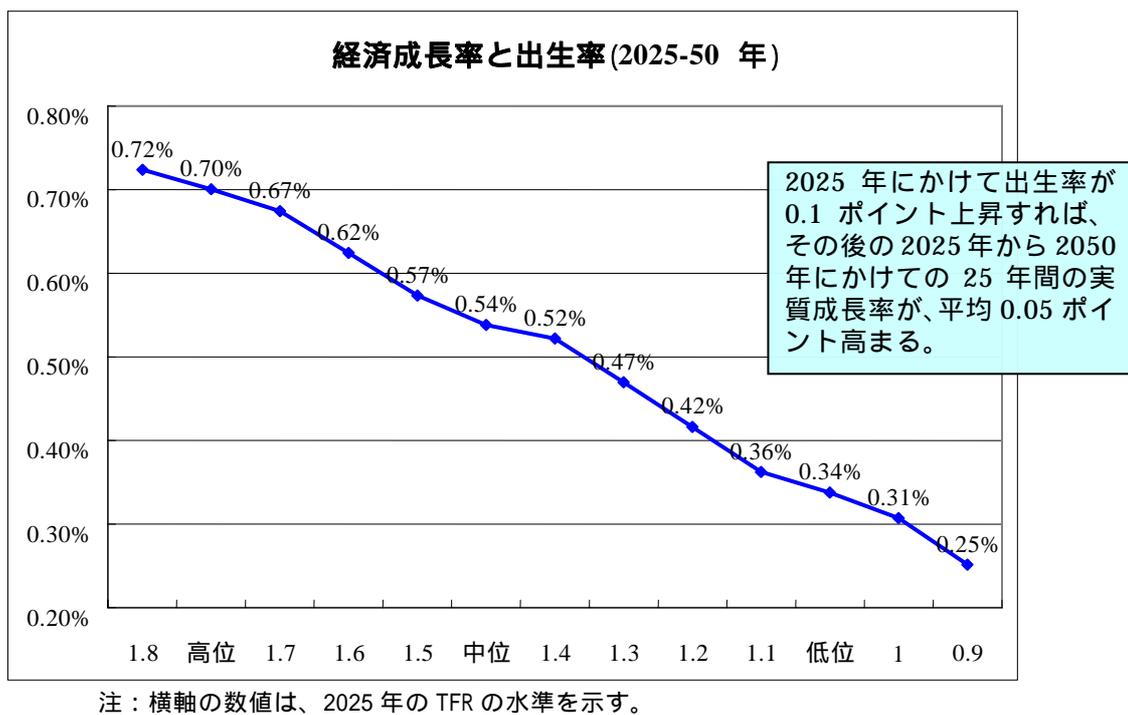
第 10 章 少子化がマクロ経済や財政・社会保障などに及ぼす影響

加藤久和（明治大学政治経済学部助教授）

マクロ経済モデルによる 2050 年度までの長期的なシミュレーションにより、これから生まれる世代の影響が及ぶ 25～50 年度に着目した。

推計は、一般政府の実質最終消費支出を 02 年度で固定し、消費税の税率を最終的に 15% まで引き上げるとの財政再建政策などを前提としているが、中位人口推計によった場合には 25 年度以降の年平均成長率が 0.54% になる。しかし、これよりも少子化が進行した場合には、趨勢的に経済成長の鈍化、国内貯蓄投資差額の悪化、財政・社会保障負担の増加に結びつく。

その一方で、出生力の回復は、成長の促進や負担増の緩和に寄与する。例えば、合計特殊出生率が 25 年度にかけて 0.1 ポイント上昇すれば実質国内総生産成長率は 25 年度以降の 25 年間で平均 0.05% ポイント高める。



第 11 章 少子・高齢社会の進行と地域社会 - 人口構造の高齢化と地方自治体への影響 -

吉田浩（東北大学大学院経済学研究科助教授）

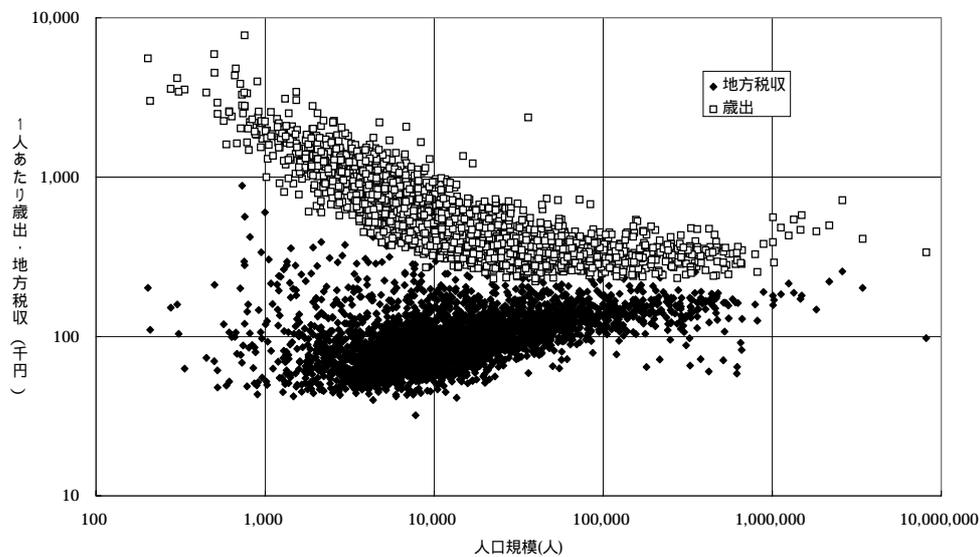
自治体の人口規模と出生率の関係に必ずしも定まった関係がある訳ではないが、人口の減少と高齢化率の上昇が、地方自治体に全体として与える影響を試算した。

その結果、人口の減少と高齢化率の高まりにおける各自治体間のばらつきは大きく、特に歳出面において、人口減少により歳出総額が減少する効果よりも、高齢化により1人あたり歳出金額が増加してしまう効果が大きくなる傾向が認められた。これに対しては、地方公共団体の効率的再編成や、パブリック・マネージメント等を通じた事業の効率化が必要である。

また、地域間のばらつきをもたらす出生率の違いについても検討したところ、少子化対策において地域の条件などを検討すべきことが明らかになった。

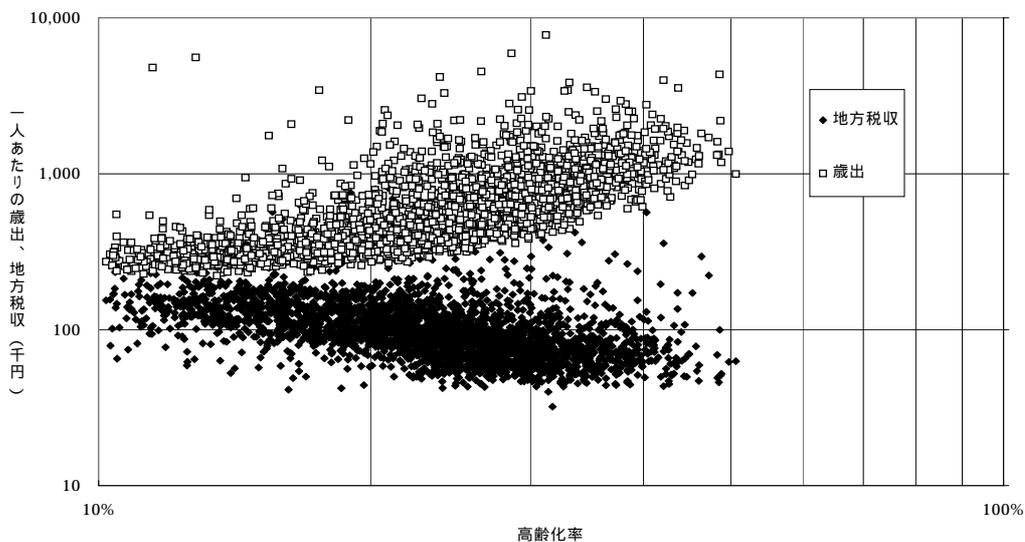
人口規模と歳出の関係

自治体の規模が大きいと1人あたり歳出が小さくなる。税収はそれほど増えない。



高齢化率と歳出・地方税収

高齢化により1人あたり歳出が増加する効果は、人口減少による歳出減少の効果より大きい。



第12章 我が国における政策オプション - 求められる人材育成強化の視点

池本美香（株式会社日本総合研究所主任研究員）

保育政策、労働政策、経済的支援策に大別して、現在の我が国の政策の問題点を指摘したうえで、今後の政策のあり方について議論した。

保育政策については、親の参加の視点が弱いこと、学校教育との連携に欠けることなどが問題点である。今後については、幼保の総合施設を、親と子双方にとっての人材育成の拠点と位置づけることが望ましい。

労働政策については、育児休業の取得率の低さ(取りにくい雰囲気、男性の取得率の低さ)、正規雇用の柔軟性の低さ(勤務時間全般、フルタイム勤務への復帰の困難)、育児支援が企業にも利益と考える視点の欠如、が問題点である。今後については、社会全体としての人材育成につながる就業機会の確保という観点から、様々な働き方を可能にすることや、正規雇用と非正規雇用の格差を縮小することなどが課題である。

経済的支援策については、保育・教育全体として人材育成を強化していくことなどを提案したい。

全体として、出生促進策として量的なことを目標に掲げるのではなく、人口減少社会において経済活力を維持していくためにも「人材育成の強化」という質的な目標を掲げるべきであり、これまでの一貫性を欠く保育政策、労働政策、経済的支援策を人材育成強化の視点から見直すことが期待される、としている。

補論 その他の政策オプション

平川伸一（財務総合政策研究所）

少子化の要因を明らかにする中で、森田論文では、男性労働者を育児支援策の中心に据える必要性があること、滋野論文では、育児休業制度が女性の活用・企業業績の向上にもつながる重要な政策であること、多様な保育サービスの充実が重要であること、阿部論文では、雇用・所得環境を改善し人々の将来への希望を確たるものにしなければならないこと、など重要な政策が提示されている。また、研究会におけるメンバーの議論を振り返れば、まず、少子化対策の特効薬は存在せず、いたずらに危機感を煽ることは、かえって出産・育児に対する慎重な見方を増やすことになる、という意見もみられた。

池本論文でも明らかのように、必要なのは少子化の要因を見据え、保育や労働などに関する多様なニーズを見極めつつ、子育てのための社会的インフラを着実に整備していくことである。そのプロセスでは、負担と給付の関係もよく検討し、健全なマクロ経済環境や安定した雇用機会にも配慮すべきである。その結果、「子育てをするのに良い社会である」と思えるようになって、はじめて少子化の流れを変えられるのではないかと思われる。

連絡先：財務省財務総合政策研究所 研究部
TEL 03-3581-4111
主任研究官 平川伸一 (内線) 5223
研究員 森 朋也 (内線) 2253

* 本報告書の内容や意見は全て執筆者個人に属し、財務省あるいは財務総合政策研究所の公式見解を示すものではありません。

(参考)

「少子化の要因と少子化社会に関する研究会」メンバー

(敬称略、肩書きは平成17年8月現在)

座長

樋口 美雄 慶応義塾大学商学部教授

執筆メンバー(50音順)

阿部 正浩 独協大学経済学部助教授
池本 美香 日本総合研究所主任研究員
加藤 久和 明治大学政治経済学部助教授
滋野 由紀子 大阪市立大学大学院経済学研究科助教授
津谷 典子 慶応義塾大学経済学部教授
森田 陽子 名古屋市立大学大学院経済学研究科助教授
吉田 浩 東北大学大学院経済学研究科助教授
和田 光平 中央大学経済学部助教授

非執筆メンバー(50音順)

岩澤 美帆 国立社会保障・人口問題研究所人口動向研究部主任研究官
北村 節子 読売新聞社東京本社調査研究本部主任研究員
成川 秀明 連合総合生活開発研究所上席研究員
前田 正子 横浜市副市長

財務総合政策研究所

金井 照久 前財務総合政策研究所長
林 藤樹 前財務総合政策研究所長心得
浅見 康弘 前財務総合政策研究所次長
足立 伸 前財務総合政策研究所研究部長
大関 由美子 前財務総合政策研究所研究部主任研究官
平川 伸一 財務総合政策研究所研究部主任研究官
森 朋也 財務総合政策研究所研究部研究員